

SBC First Tax

エスビーシー・ファーストタックス

2014年(平成26年)

2月5日(水)

発行: 税理士法人 SBC パートナーズ
大阪市北区太融寺町3番24号
日本生命梅田第二ビル3階

SBC Seminar

セミナー案内

『1からリスティング広告を 考え直す』

日時: 2014年3月5日(水)
8:00~9:00(開場7:45~)

講師: アップライン株式会社
大西 力

対象: 経営者 Web担当者

定員: 10名(先着順)

参加費: 1名様 3,000円(税込)
※当日会場にてお渡し下さい。
弊社顧問契約先 無料

会場: SBC本社セミナールーム
大阪市北区太融寺町3-24
日本生命梅田第二ビル3F
各線大阪駅・梅田駅から
徒歩6分

問合せ: 税理士法人 SBC パートナーズ
TEL 06-6315-1819
(担当: 宮阪・横山)

Scope

資産の譲渡等の時期

消費税では、国内取引の場合、資産の譲渡等の時期は、原則としてその取引の態様に応じた資産の引渡しの時または役務の提供の時となります。したがって、棚卸資産の販売または固定資産の譲渡の時期は、原則としてその引渡しの日となります。ただし、長期割賦販売等で延払基準を適用している場合や工事の請負で工事進行基準を適用している場合には、それらの基準に従って売上げを計上する日とすることができます。

消費税率引き上げに関するQ&A公表 部分完成基準などの取扱いも明示

本年4月1日からの消費税率引き上げを前に、国税庁はこのほど、「消費税率引き上げに伴う資産の譲渡等の適用税率に関するQ&A」を公表した。

消費税率の引き上げに関しては、平成24年8月公布の改正消費税法と平成25年3月の改正政令、経過措置通達の制定を受けて、昨年4月、経過措置の取扱いに関するQ&Aが公表されている。今回のQ&Aは、4月1日から実施される税率の引き上げに関連して、施行日(4月1日)をまたぐ資産の譲渡等に係る消費税の適用税率や、消費税法基本通達で認められている資産の譲渡等の時期の特例を適用した場合における消費税率や処理等、実務上疑義が生じていた項目についても、具体的な事例で解説している。

今回のQ&Aに盛り込まれた事例は以下のとおり。

I 施行日をまたぐ資産の譲渡等

- 問1 事業者間で収益・費用の計上基準が異なる場合の取扱い
- 問2 月ごとに役務提供が完了する保守サービスの適用税率
- 問3 保守料金を前受けする保守サービスの適用税率

II 所有権移転ファイナンス・リース取引における資産の譲渡等

- 問4 リース資産の分割控除

III 部分完成基準による資産の譲渡等

- 問5 部分完成基準が適用される建設工事等の適用税率

IV 賃貸借契約に基づく使用料を対価とする資産の譲渡等

- 問6 不動産賃貸の賃借料に係る適用税率

V 未成工事支出金

- 問7 未成工事支出金として経理したものの仕入税額控除

VI 建設仮勘定

- 問8 建設仮勘定として経理したものの仕入税額控除

VII 短期前払費用

- 問9 短期前払費用として処理した場合の仕入税額控除

VIII 元請業者が作成する出来高検収書

- 問10 出来高検収書に基づき支払った工事代金の仕入税額控除

【注意】当記事に記載されている情報に万が一誤りがあった場合、または当記事を利用することにより生じた損失や損害などについては、いかなる場合も一切の責任を負いません。あらかじめご了承ください。